

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 0 号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和 4 8 年四日市市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(機器開放等の作業開始の届出)</p> <p>第 1 0 条の 2 関係者は、当該製造所等が存する事業所敷地内において、製造所等に設置された機器を開放する際に、機器内の物質が空気と反応するなどの要因から発熱し、又は発火するおそれのある作業をしようとするときは、当該作業を開始する日の 3 日前までに、機器開放等の作業開始の届出書（第 7 号様式の 2）により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。<u>ただし、市長が認めた関係者が既に届け出たことのある機器を開放しようとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(機器開放等の作業開始の届出)</p> <p>第 1 0 条の 2 関係者は、当該製造所等が存する事業所敷地内において、製造所等に設置された機器を開放する際に、機器内の物質が空気と反応するなどの要因から発熱し、又は発火するおそれのある作業をしようとするときは、当該作業を開始する日の 3 日前までに、機器開放等の作業開始の届出書（第 7 号様式の 2）により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

第 5 号様式の 6 を次のように改める。

四消本指令 第 号

休止中の〔 地下貯蔵タンク
二重殻タンク
地下埋設配管 〕の漏れの点検期間延長承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった休止中の（ 地下貯蔵タンク ・ 二重殻タンク ・ 地下埋設配管 ）の漏れの点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則（第62条の5の2第3項 ・ 第62条の5の3第3項 ）の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

四日市市長

記

1 設置に係る完成検査済証の交付日又は直近の漏れの点検を行った日

年 月 日

2 期間延長後の漏れの点検期日

年 月 日

第16号様式を次のように改める。

第 1 6 号様式 削除

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 から施行する。

(消防本部予防保安課)